萩市の景観・屋外広告物基準を
見直しました！

萩市は良好な景観形成を推進するために、平成19年に「萩市景観計画」を策定、平成20年に「萩市屋外広告物等に関する条例」を制定し、それぞれに詳細な景観形成基準を定めて運用を行ってきました。

この度、市民の皆様からのご意見や、市内各地域の状況、また本市基本ビジョンの基本方針の一つ「産業活力があふれるまちづくり」の観点から、景観形成基準の見直しを行い、平成31年1月31日から運用を始めました。

―良好な景観形成と、まちのにぎわい創出・活性化の両立を目指して―

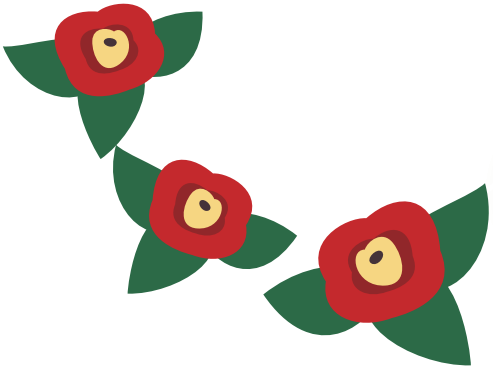

萩市土木建築部都市計画課

「萩市景観計画」で定めている内容

・萩市全域を景観計画区域と位置づけ、景観形成上重要な区域を「重点景観計画区域」にそれ以外の区域を「一般景観計画区域」に指定しています。
・「重点景観計画区域」では、外観・形状が変更するほぼ全ての行為の内容を事前に届出して頂きます。
・「一般景観計画区域」では、一定規模を超える建築等行為（延床面積500㎡超、又は高さ13m超の建築物の新築、等）の内容を事前に届出して頂きます。
・それぞれの区域は、状況に応じて更に細かく地区分けしており、各地区ごとに具体的な基準を設けています。

「萩市屋外広告物等に関する条例」で定めている内容

・萩市全域を規制対象地域と位置づけ、景観形成上重要な地域を「禁止地域」に、それ以外の地域を「許可地域」に指定しています。
・「禁止地域」は、自家用広告物のみ設置可能とし、広告物の新設、内容変更、更新についての許可申請をして頂きます。
・「許可地域」は、自家用以外の広告物も設置可能とし、広告物の新設、内容変更、更新についての許可申請をして頂きます。
・それぞれの地域は、状況に応じて更に細かく地区分けしており、各地域ごとに具体的な基準を設けています。

景観・屋外広告物基準の見直し方針

○メリハリのある基準内容
全国に誇る歴史的町並み等、景観をしっかり守るべき部分とそれ以外の部分で、基準内容にメリハリをつけます。

○状況にあった基準内容
商業地域、住宅地、農山漁村等、それぞれの地域の状況に応じた基準内容にします。

○「産業活力があふれるまちづくり」に対応する基準内容
商業地域では基準緩和の幅を広げ、まちの活性化の一助とします。

基準見直しによって…

★歴史的まちなみ景観等、従来からしっかりと守ってきた景観は引き続き保存を図ります。
★商工業の活性化・賑わい創出に繋がります。
★建物形状や色彩の基準緩和により、住宅の新築等における外観等の選択肢の幅が広がります。

景観・屋外広告物基準の見直し内容

■区域の変更

○景観

・一般景観計画区域「商業地区」を新設します。

・重点景観計画区域「景観形成地区」の江崎・須佐両地区を一般景観計画区域「市街地周辺地区」に合併します。

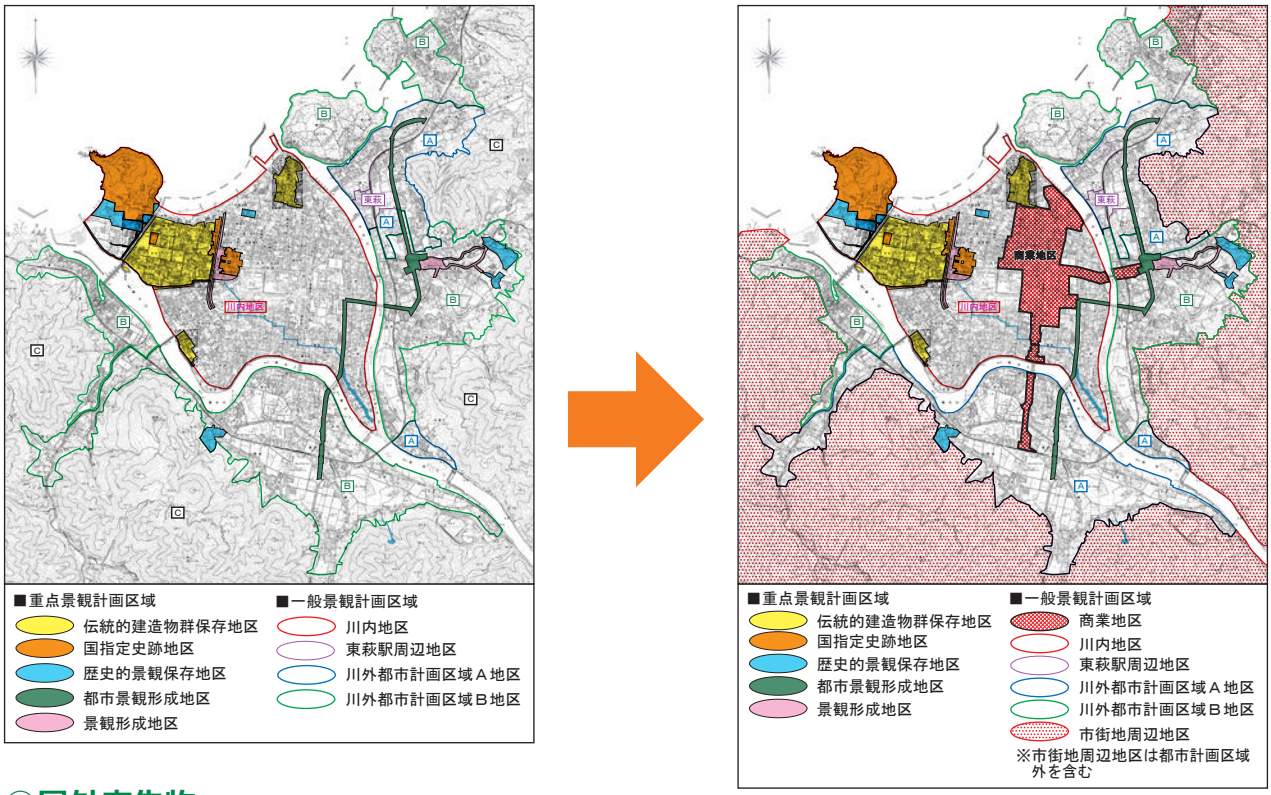

○屋外広告物

・「禁止地域」は５地域から４地域へ、「許可地域」は７地域から３地域となります。

・「第４種禁止地域」の江崎・須佐地区を「第３種許可地域」に合併します。

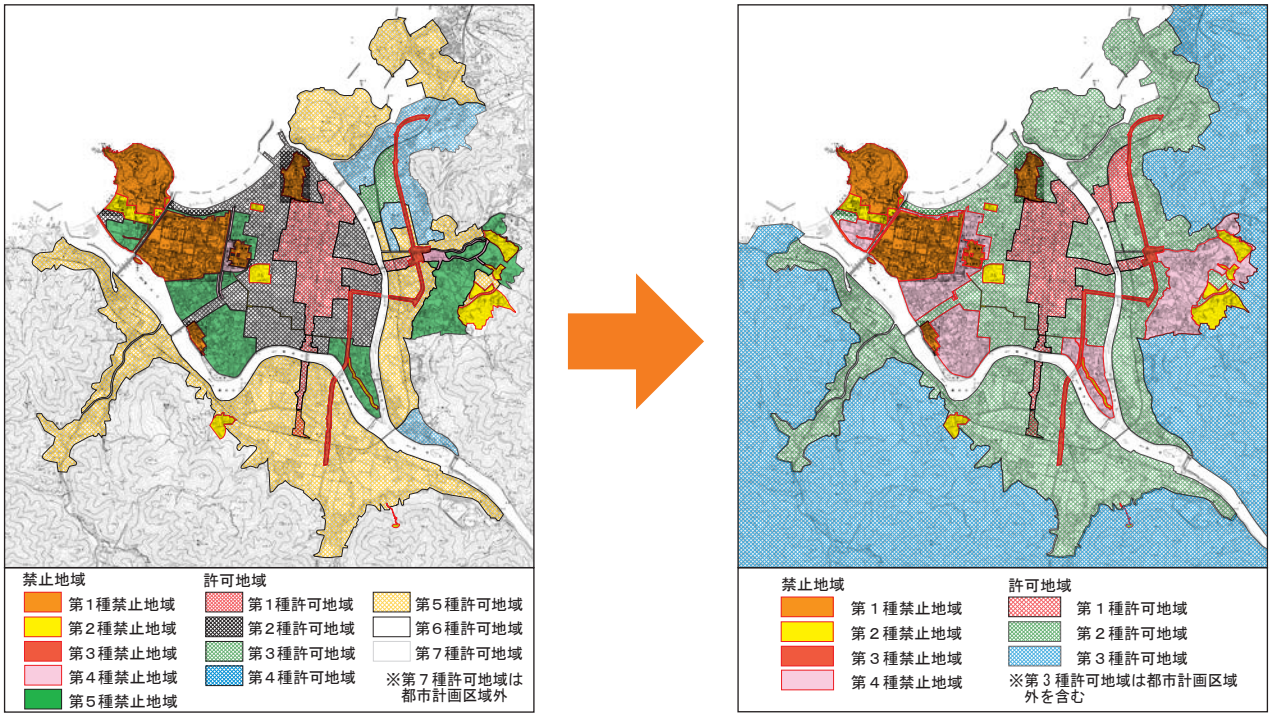

■ 建築物の高さ制限

・景観計画区域の変更に基づき、また商業地区・バイパス道路沿いの活性化の一助とするため、建築物の高さ制限の内容を変更します。

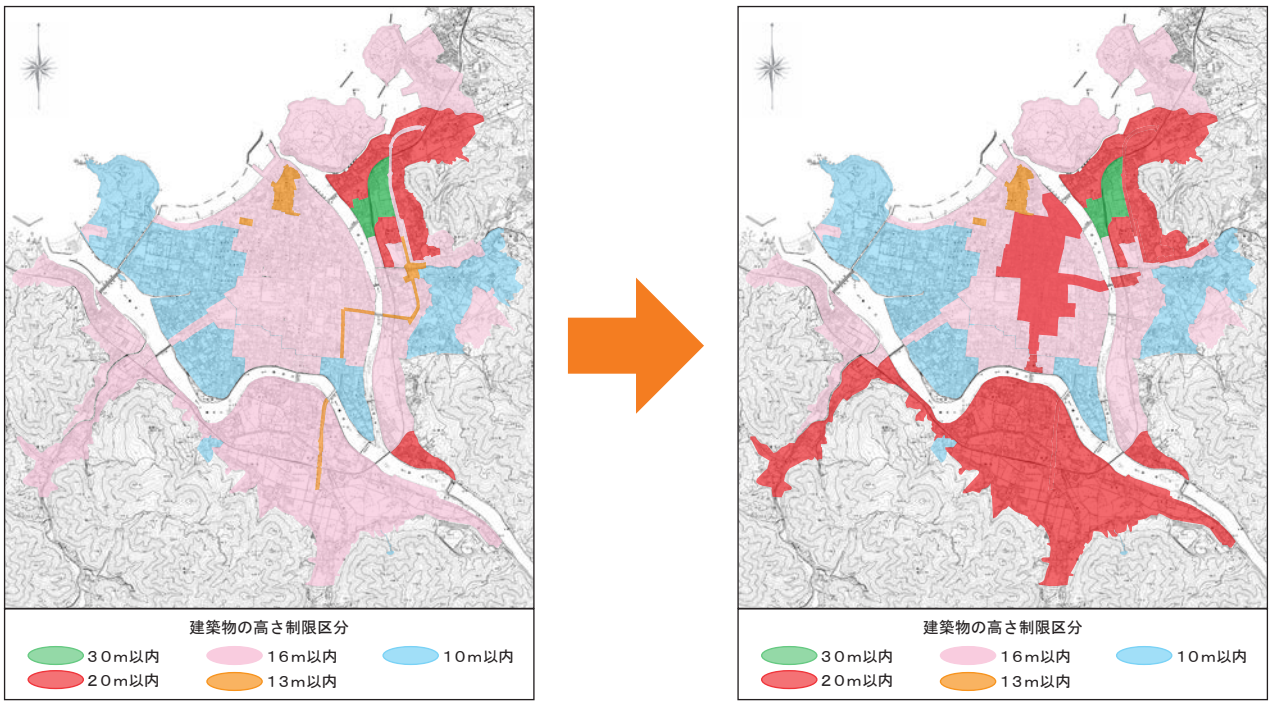

■ 重点景観計画区域・禁止地域の基準

・歴史的景観を保存すべき地区は、最小限または必要十分の範囲での基準緩和に留めます。

・主要幹線道路沿いの地区は、賑わい創出と商業活動の活性化を図るため、大幅な基準緩和を行います。

■ 一般景観計画区域・許可地域の基準

・店舗・事務所が集中する地区、高層建築物や大規模商業施設が存在する地区は、商業活動等の活性化に資するため、大幅な基準緩和を行います。

・住宅地が主体で、店舗・事務所も存在する地区は、住環境を阻害しない範囲で商業活動等に配慮する内容で、一定の基準緩和を行います。

・都市計画区域外は、必要最低限の基準内容とします。

■ 基準見直しの効果例

建物の屋根・外壁に伝統的スタイルを求める基準等を見直し、建築行為の内容に選択の幅を持たせます。

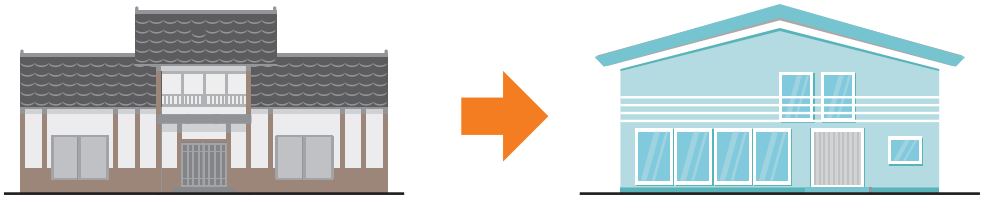

建物外壁や広告物の色彩、また広告物の数、大きさ等の基準を見直し、商業活動の活性化を図ります。

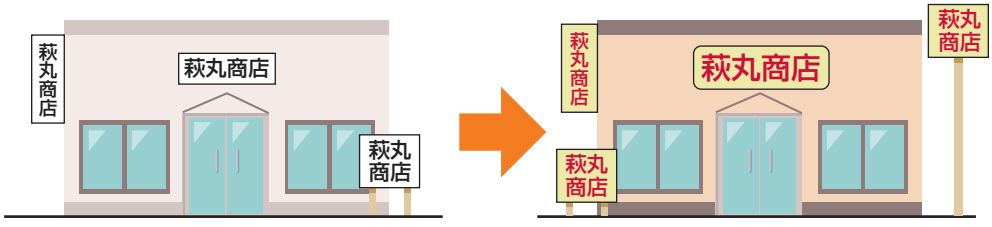

※基準見直し内容の詳細は、萩市公式ホームページ中の都市計画課のページをご覧ください。
お問い合わせ先：萩市土木建築部都市計画課（0838-25-3647）